

(仮称) 高津区上作延地区住居表示検討委員会 第1回

次 第

日 時：令和2年10月23日（金）午後7時から午後8時まで

場 所：上作延町会会館

1 挨拶 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課長

2 議 題

(1) 検討委員会の名称・規約・役員の選任について【資料1】

(2) 検討委員会の役割について【資料2】

・小委員会での検討内容について【参考資料1】

(3) 検討委員会設立のお知らせ（案）について【資料3-1、3-2】

(4) その他

・今後のスケジュールについて【参考資料2】

・住居表示の実施基準等について【参考資料3】

〈事務局〉

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当：田中、五味、萩本、平山

電話：044-200-2736

〇〇〇住居表示検討委員会規約（案）

（目的及び設置）

第1条 上作延地区において地域住民等の意見を反映した住居表示事業を実施するため、〇〇〇住居表示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- （1）住居表示実施に伴い新たに設定される町の区域及び町の名称に関すること
- （2）住居表示実施に伴う従来町の区域の変更に関すること
- （3）その他住居表示実施を検討するにあたり必要な事項

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（組織）

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）実施予定地区の住民組織等の代表者
 - （2）関係地区の住民組織等の代表者
 - （3）その他委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、住居表示実施までの期間とする。
 - 3 委員の退任、変更は委員会の承認を必要とする。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席することによって成立する。
- 3 会議の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会の資料、摘録等は川崎市のホームページに掲載する。
- 5 委員会は必要に応じて関係者の出席を求め、意見の照会等を行うことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課が事務局として行う。

（委任）

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

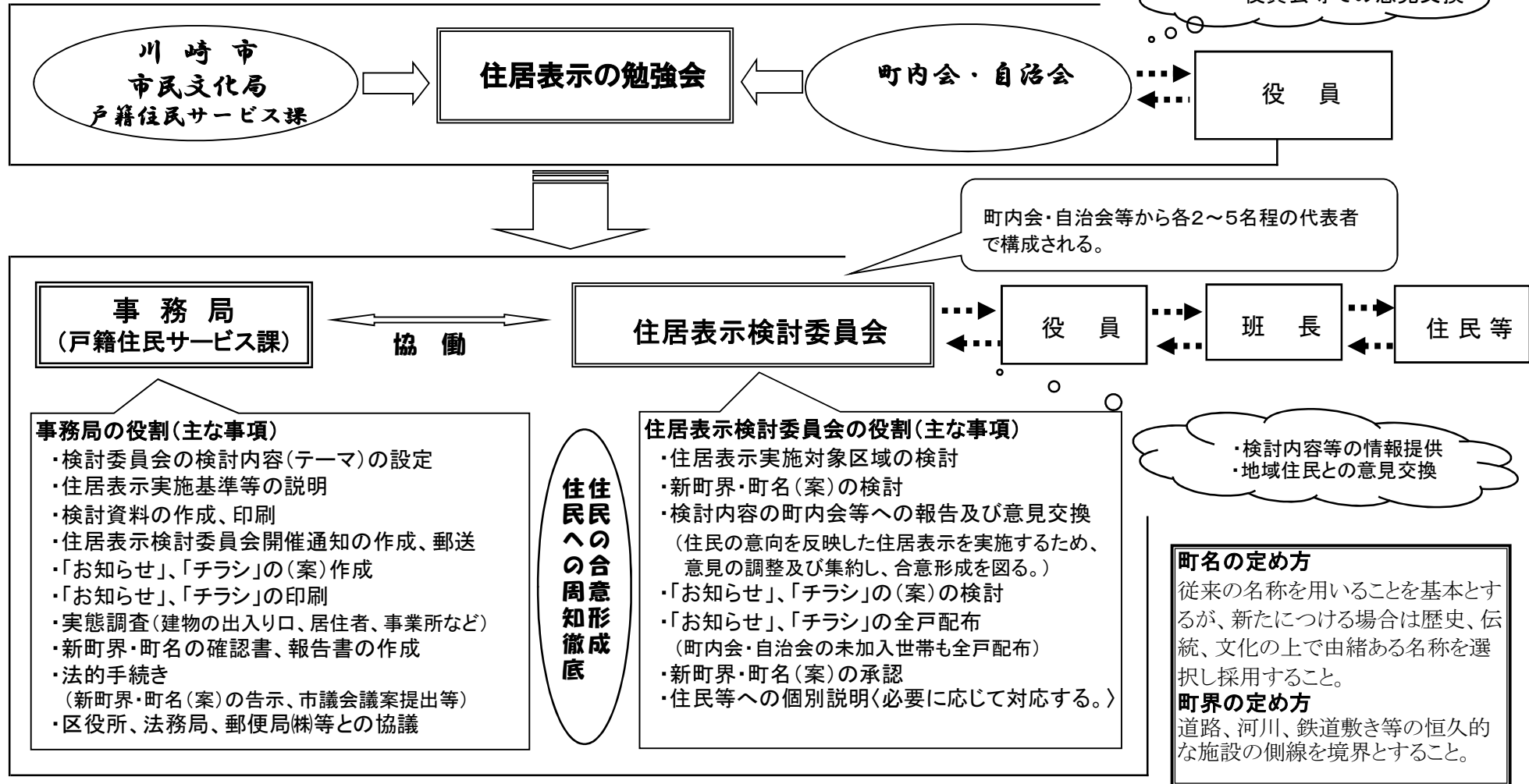
この規約は、令和2年〇〇月〇〇日から施行する。

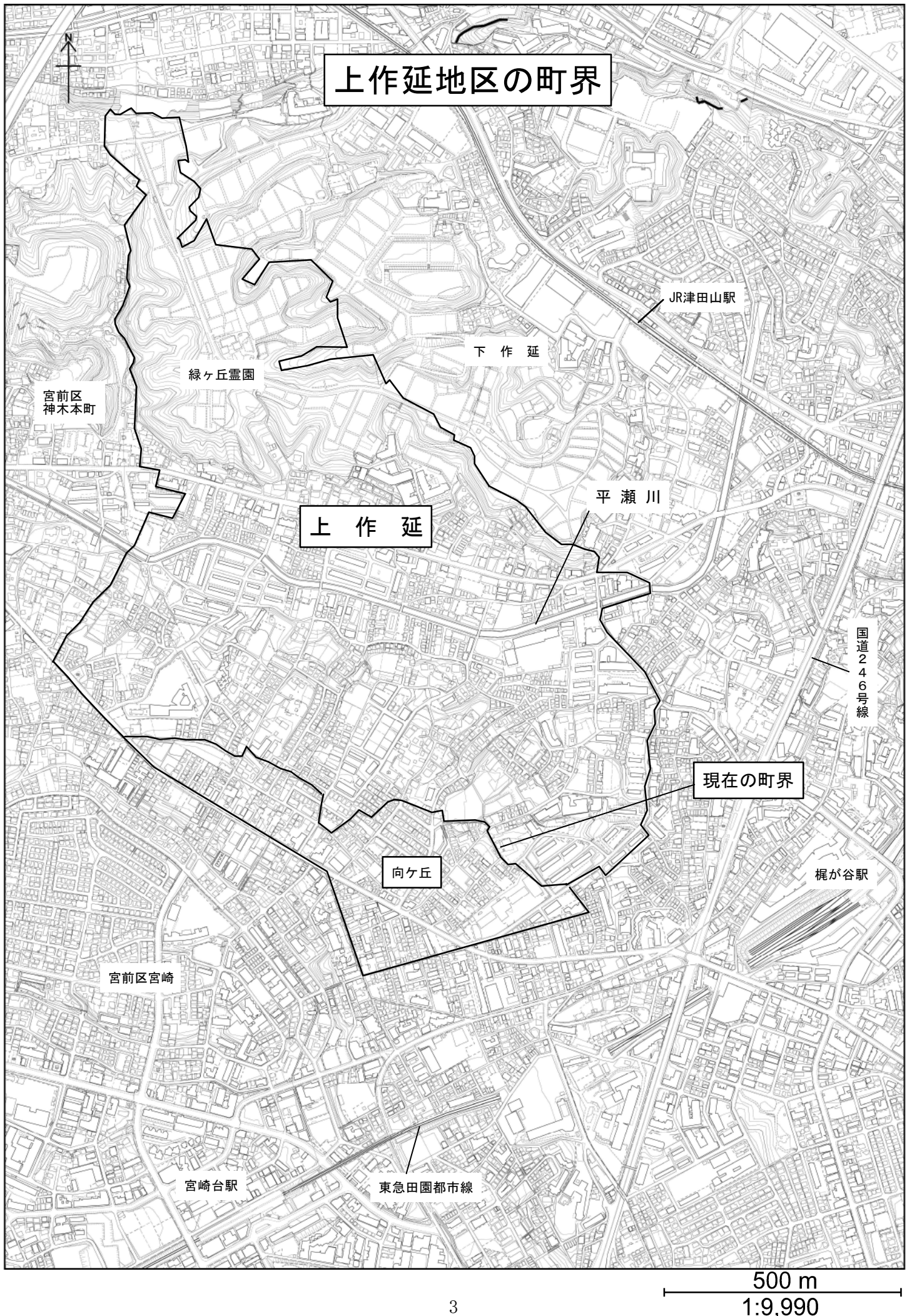
住居表示実施に向けた取り組み方等について

令和2年10月 【資料2】

住所を見直す目的

現在の住所は、土地の番号である地番を使用していることから、飛び番、枝番、欠番などが生じています。これらを解消し、より住所をわかりやすくするため住所の表し方について見直します。





《重要なお知らせ》



令和 2（2020）年 月

お住まいの皆様へ

〇〇〇住居表示検討委員会
委員長 ○ ○ ○ ○

〇〇〇地区住居表示検討委員会の設立について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、住所をわかりやすく表すことを目的とした住居表示の実施を検討するため、令和 2（2020）年 10 月 23 日に「〇〇〇住居表示検討委員会」を設立しました。

当検討委員会におきましては、住民の皆様から御意見をいただきながら、令和 4 年度以降の住居表示実施を目指して関係機関と協議してまいります。

また、当検討委員会で検討した内容につきましては、改めてお知らせしますので、今後の活動にご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

住居表示が実施されると？

- ・従来の〇〇〇番地という住所が、（例）〇丁目〇番〇号という表し方に変わります。
- ・官公庁が管理している住民票や不動産の表題部（所在地）等の他、東京電力や東京ガス、水道などの公共サービスについては、個別に住所変更の手続きをする必要はありませんが、運転免許証や不動産登記物件の所有者住所、金融機関や生命保険会社等に登録している住所については、順次、住所変更の手続きが必要となります。ただし、郵便物等が住居表示前の住所で送られた場合も、住居表示実施後、数年程度は問題なく配達されます。
- ・事業者の皆様においては、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更等の手続きが必要となります（住居表示実施を理由とする変更登記の場合、登録免許税はかかりません）。

<問合せ先>

事務局 川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
電話 044（200）2736

〇〇〇住居表示検討委員会委員

令和2年10月現在

	氏 名	役 職	所 属
1	浅田 幾美	委 員	上作延町会
2	齐藤 安男	委 員	
3	水科 宗一郎	委 員	
4	三田 敏幸	委 員	
5	金子 貞視	委 員	
6	吉村 直	委 員	上作延公社住宅自治会
7	大滝 登一	委 員	上作延団地自治会
8	志田 袈裟義	委 員	上作延第2住宅自治会
9	桑田 仁	委 員	
10	植木 明	委 員	不動ヶ丘共同住宅自治会
11	郷 澄子	委 員	
12	沼田 傑	委 員	不動ヶ丘第2団地自治会
13	渡邊 基	委 員	
14	加々美 元弘	委 員	上作延第1自治会
15	今野 昭二	委 員	

順不同・敬称略



《重要なお知らせ》

お住まいの皆様へ

令和2（2020）年 月
〇〇〇住居表示検討委員会
委員長 〇 〇 〇 〇

〇〇〇住居表示検討委員会の設立について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、現在の住所をわかりやすく表すことを目的とした住居表示の実施を検討するため、令和2年10月23日に「〇〇〇住居表示検討委員会」を設立しました。

当検討委員会におきましては、住民の皆様から御意見をいただきながら、令和4年度以降の住居表示実施を目指して関係機関と協議してまいります。また、当検討委員会で検討した内容につきましては、改めてお知らせしますので今後の活動に御理解と御協力いただきますようお願い申し上げます。

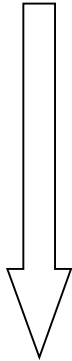
住居表示が実施されると？

- ・従来の〇〇〇番地という住所が、（例）〇丁目〇番〇号という表し方になります。
- ・官公庁が管理する住民票や不動産の表題部（所在地）等のほか、東京電力や東京ガス、水道などの公共サービスについては、個別に住所変更の手続きをする必要はありませんが、運転免許証や不動産登記物件の所有者住所、金融機関や生命保険会社等に登録している住所については、順次、住所変更の手続きが必要となります。ただし、郵便物等が住居表示前の住所で送られた場合も、住居表示実施後、数年程度は問題なく配達されます。
- ・事業者の皆様においては、法人登記のある法人の所在地・役員の住所変更等の手続きが必要となります（住居表示実施を理由とする変更登記の場合、登録免許税はかかりません）。

今後のスケジュール案について

【参考資料 2】

令和 2 年 1 0 月現在

年 月	内 容
令和 2 年 1 0 月 2 3 日	第 1 回検討委員会 委員会規則及び周知用チラシ等の内容を確認
令和 2 年 1 1 月	☆「検討委員会設立のお知らせ」を全世帯・事業所へ配布
令和 2 年 1 1 月～	第 2 回検討委員会 ・住居表示実施予定区域の決定 ・新町界等について提案
令和 3 年 4 月～ 令和 3 年 5 月	各町内会・自治会 ・各町内会・自治会において新町界について検討 及び意見集約
令和 3 年 6 月	第 3 回検討委員会 ・各町内会の検討結果等を踏まえ、再検討及び 新町界の決定 ・新町名の提案
令和 3 年 7 月	第 4 回検討委員会 ・新町名の提案・検討（決定） ・令和 4 年度住居表示実施地区の検討
令和 3 年 8 月～ 令和 3 年 1 2 月	第 5 回検討委員会 ※検討の状況によって開催回数が変更になります ☆「新町界・新町名案についてのお知らせ」の配布 地元住民への周知のため全世帯・事業所へ配布。→意見等の確認。  検討委員会（案の反対意見多数の場合） 新町界・新町名案について、地元住民の意見等を 踏まえた再検討及び調整 ↓ ☆「新町界・新町名案についてのお知らせ」の配布 再検討した新町界・新町名案を周知 
令和 4 年 1 月末	検討委員会（新町界・新町名案の承認） ・新町界・新町名（案）の承認 ・各検討委員から確認書及び検討委員長から市民文化局長への報告書を作成 ⇒市民文化局長へ新町界・新町名（案）の報告及び受理 ・初年度の住居表示実施地区の決定
令和 4 年 2 月～3 月	告示手続（5 条の 2） ※2 月又は 3 月まで告示をする
令和 4 年 5 月	・町区域の設定についての議案提出 ・実施区域及び方法についての議案提出
令和 4 年 6 月	・町区域の設定についての議決（地方自治法第 2 6 0 条第 1 項） ・実施区域及び方法についての議決（住居表示に関する法律第 3 条第 1 項）
令和 5 年 1 月以降	◎住居表示の実施

検討の進捗状況によって、スケジュールの見込が変更になる可能性があります。

住居表示の実施基準等（街区方式）

		基準等	実施例
1	街区方式	道路等で囲まれた街区内にある建物に、住居表示のための番号を用いて表示をする方法。	
2	町名の定め方	従来の名称を基本とし、新たに町名をつける場合は歴史・伝統・文化の上で由緒ある名称を選択し採用する。	
3	町の境界	・町の境界は、公道、河川、水路、鉄道又は軌道の線路など恒久的な施設などとする。 ・実施区域の状況等によっては、公共溝渠、コンクリート塀などであっても、それが恒久的な施設として認められるものについては、町の境界としてもさしつかえない。	
4	町の境界線	・道路のうち、おおむね<u>東西</u>に通ずるものは、原則として<u>南側の側線</u>とする。 ・道路のうち、おおむね<u>南北</u>に通ずるものは、原則として<u>東側の側線</u>とする。	
5	町の形状	境界が複雑に入りくんだり飛び地が生じないように、できるだけ簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。	
6	町の規模	6.6ha～33ha	2.4ha～75.4ha（平均 18.6ha）
7	基準点	ＪＲ武蔵溝ノ口駅（高津区）	
8	丁目の配列	原則として基準点から放射状につける。	
9	丁目の数	おおむね、5丁目程度とする。	9丁目
10	街区符号	基準点に最も近い街区を起点として、連続蛇行式により配列する。	
11	街区数	30前後の街区数が理想的である	60街区(平均 22 街区)
12	住居番号	基礎番号は基準点から見て、右端又は基準点に最も近い街区の角を起点として右回りに番号を付ける。	
13	実施面積	約 103.1ha（高津区上作延）	
14	住居表示と町内会・自治会組織の関係	町内会・自治会は、地区の住民が地域生活を営むために作られた、住民組織でありますので、住居表示実施に伴う新町界・新町名は、町内会・自治会組織の区域・名称とは別であり、町名・町界が変更されても町内会・自治会組織にまで影響を及ぼすものではありません。	
15	住居表示検討委員会	住居表示の実施にあたっては、「住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない」（住居表示に関する法律第 3 条第 4 項）との趣旨に沿って、実施予定地区の関係町内会・自治会等から選出された代表者による、「住居表示実施検討委員会」を設置し、地元等の意見集約を行い、新町界・新町名について協議、検討します。	